平成２２年（フ）第２２６号
札幌市東区伏古３条４丁目２番７―302号
債務者　中野　　進
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９号
札幌市東区北20条東１丁目１番３―803号
債務者　村田　光正
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４号
札幌市豊平区平岸３条13丁目５番２号
債務者　上野　治彦
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８号
札幌市白石区川下１条８丁目５番17号　第２ハイム山岸18号
債務者　畠山　　睦
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２号
札幌市中央区南11条西１丁目５番16―325号
債務者　田中　泰男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地２
コーポ由似２階５号
債務者　大渕　良仁
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６号
札幌市東区北43条東６丁目３番１号　ライラック43―101号
債務者　松實ヒロミ（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７号
神奈川県厚木市愛甲480―３　シティ堂山Ａ102号、住民票上の住所札幌市東区北43条東６丁目３番１号　ライラック43―101号
債務者　松實　正憲
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８号
札幌市中央区南12条西23丁目１番10―801号
債務者　吉原真知子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
札幌市白石区栄通20丁目11番４号　寿マンション２階左
債務者　渡邊　智哉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６号
札幌市北区篠路９条４丁目５番11号
債務者　岩佐　正義
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目14番16号　ビラ．セゾン101号
債務者　宮崎　美貴（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６号
札幌市北区屯田９条３丁目３番２号　医療法人北翔会老人保健施設そとこと、住民票上の住所札幌市南区簾舞５条２丁目14番２号　相馬方
債務者　相馬　ミヱ
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目15番19号　第２コーポ岩泉201号
債務者　久慈千花子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７号
札幌市東区北18条東17丁目１番15―1002号
債務者　石神　浩義
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８号
札幌市東区北18条東17丁目１番15―1002号
債務者　石神　晴美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
札幌市豊平区中の島２条１丁目１番８号　グランドコーポ中の島402号
債務者　小坂　和枝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０号
札幌市東区北34条東10丁目２番28号　山王マンションＢ６号
債務者　三谷富士枝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部